

議案第 4 号

大口町消防団条例の一部改正について

大口町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町消防団員に支給する報酬及び費用弁償の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町消防団条例の一部を改正する条例

大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号を次のように改める。

- (1) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間以上の場合） 1回につき7,000円
- (2) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間未満の場合） 1回につき3,500円
- (3) 徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間以上の場合） 1回につき5,000円
- (4) 徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間未満の場合） 1回につき2,500円
- (5) 町民を対象とした訓練指導等に従事したとき 1回につき3,500円
- (6) 消防署員立会い又は合同による消防団員に対する訓練及び定期放水に従事したとき 1回につき2,500円
- (7) 路上啓発、夜警、イベント、研修等に従事したとき 1回につき2,500円
- (8) 式典及び大会等に従事したとき 1回につき3,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表消防団長の項中「169,000円」を「109,200円」に改め、同表消防副団長の項中「140,000円」を「90,000円」に改め、同表消

防分団長の項中「73,000円」を「46,800円」に改め、同表消防副分団長の項中「61,000円」を「39,600円」に改め、同表消防団員の項中「57,000円」を「37,200円」に改める。

大口町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(費用弁償)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) <u>火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき(3時間以上の場合) 1回につき7,000円</u></p> <p>(2) <u>火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき(3時間未満の場合) 1回につき3,500円</u></p> <p>(3) <u>徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき(3時間以上の場合) 1回につき5,000円</u></p> <p>(4) <u>徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき(3時間未満の場合) 1回につき2,500円</u></p> <p>(5) <u>町民を対象とした訓練指導等に従事したとき 1回につき3,500円</u></p> <p>(6) <u>消防署員立会い又は合同による消防団員に対する訓練及び定期放水に従事したとき 1回につき2,500円</u></p> <p>(7) <u>路上啓発、夜警、イベント、研修等に従事したとき 1回につき2,500円</u></p> <p>(8) <u>式典及び大会等に従事したとき 1回につき3,500円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) <u>水火災の鎮圧 1回につき2,500円</u></p> <p>(2) <u>水火災の警戒 1回につき2,500円</u></p> <p>(3) <u>教育、訓練等 1回につき2,500円</u></p> <p>2 略</p>

附則第2項関係

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
消防団長	年額 <u>109, 200</u> 円	〃	消防団長	年額 <u>169, 000</u> 円	〃
消防副団長	年額 <u>90, 000</u> 円	〃	消防副団長	年額 <u>140, 000</u> 円	〃
消防分団長	年額 <u>46, 800</u> 円	その他の職員旅費相当額	消防分団長	年額 <u>73, 000</u> 円	その他の職員旅費相当額
消防副分団長	年額 <u>39, 600</u> 円	〃	消防副分団長	年額 <u>61, 000</u> 円	〃
消防団員	年額 <u>37, 200</u> 円	〃	消防団員	年額 <u>57, 000</u> 円	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

消防団員の活動実績に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給を行うため、報酬金額及び費用弁償について改正するものです。全国水準（消防団員1人当たり年額36,500円）に比べ高い水準にある報酬金額を引き下げ、適正化を図るとともに、費用弁償の金額を引き上げることで消防団員の処遇改善と消防団活動の活性化を図ります。

### 2 改正の概要

改正の内容は次の表のとおりです。

#### (1) 費用弁償の改正について

費用弁償の支給区分	
改正後	改正前
(1) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間以上の場合） 1回につき 7,000円	(1) 水火災の鎮圧 1回につき 2,500円
(2) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間未満の場合） 1回につき 3,500円	(2) 水火災の警戒 1回につき 2,500円
(3) 徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間以上の場合） 1回につき 5,000円	
(4) 徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間未満の場合） 1回につき 2,500円	
(5) 町民を対象とした訓練指導等に従事したとき 1回につき3,500円	

(6) 消防署員立会い又は合同による消防団員に対する訓練及び定期放水に従事したとき 1回につき2,500円	(3) 教育、訓練等 1回につき 2,500円
(7) 路上啓発、夜警、イベント、研修等に従事したとき 1回につき2,500円	
(8) 式典及び大会等に従事したとき 1回につき3,500円	

(2) 消防団員に支給される報酬の改正について

区分	報酬の額 (年額)	
	改正後	改正前
消防団長	109,200円	169,000円
消防副団長	90,000円	140,000円
消防分団長	46,800円	73,000円
消防副分団長	39,600円	61,000円
消防団員	37,200円	57,000円

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。